

【公布された条例等のあらまし】

● 徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第三十号）

一 企画総務部

- 1 政策企画課に広域行政室を設置することとした。
- 2 人事課に行政改革室を設置することとした。
- 3 市町村課に地域創生室を設置することとした。

二 観光スポーツ文化部

- 1 にぎわい政策課を改組し、観光スポーツ文化政策課を設置することとした。
- 2 交流拠点戦略課及び同課施設活用推進室を設置することとした。
- 3 観光企画課及び観光誘客課を改組し、観光政策課並びに同課受入環境整備室及びにぎわい創出室を設置することとした。
- 4 スポーツ振興課交流拡大室を改組し、同課スポーツ交流室及びワールドマスターズゲームズ推進室を設置することとした。
- 5 文化振興課に文化資源活用室を設置することとした。

三 生活環境部

- 1 環境指導課を改組し、資源循環課を設置することとした。
- 2 徳島県南部環境保全室及び徳島県西部環境保全室を設置することとした。

四 経済産業部

- 1 経済産業政策課商務流通室を改組し、商務戦略課を設置することとした。
- 2 企業支援課及び同課新産業立地室を改組し、産業成長推進課及び同課産業立地戦略室を設置することとした。
- 3 産業創生・大学連携課を改組し、イノベーション創出課を設置することとした。

五 農林水産部

- 1 みどり戦略推進課を改組し、生産流通課を設置することとした。
- 2 鳥獣対策・里山振興課を改組し、鳥獣対策課を設置することとした。
- 3 林業振興課に木材需要・生産拡大室を設置することとした。
- 4 農山漁村振興課に中山間地域振興室を設置することとした。

六 県土整備部

県土整備政策課に県土強靱化推進室を設置することとした。

七 出納局

徳島県南部出納室及び徳島県西部出納室を設置することとした。

八 その他知事の内部組織、職制等について、所要の改正を行うこととした。

九 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。

● 徳島県事務委任規則の一部を改正する規則（規則第三十一号）

- 一 機構改革の実施、法令の改正等に伴う所要の整備を行うこととした。
- 二 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。

● 機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則（規則第三十二号）

- 一 次に掲げる規則について、機構改革に伴う所要の整備を行うこととした。
 - 1 土木施設及び工事取締条例施行規則
 - 2 狂犬病予防法施行細則

- 3 森林病虫害等防除法施行細則
- 4 森林病虫害等防除法の施行に伴う損失補償規則
- 5 徳島県営林道事業実施規則
- 6 林業種苗法施行細則
- 7 母体保護法施行細則
- 8 母子保健法施行細則
- 9 栄養士法施行細則
- 10 旅館業法施行細則
- 11 化製場等に関する法律施行細則
- 12 興行場法施行細則
- 13 公衆浴場法施行細則
- 14 墓地、埋葬等に関する法律施行細則
- 15 医療法施行細則
- 16 温泉法施行細則
- 17 健康増進法施行細則
- 18 道路法施行細則
- 19 クリーニング業法施行細則
- 20 加賀須野橋可動橋管理規則
- 21 港湾法施行細則
- 22 徳島県都市公園条例施行規則
- 23 河川法施行細則
- 24 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則
- 25 徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則
- 26 徳島県法定外公共用財産管理条例施行規則
- 27 砂防法施行細則
- 28 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則
- 29 理容師法施行細則
- 30 美容師法施行細則
- 31 地すべり等防止法施行細則
- 32 徳島県行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者の救護及び取扱いに関する規則
- 33 徳島県会計規則
- 34 徳島県収入証紙条例施行規則
- 35 徳島県公有財産取扱規則
- 36 徳島県契約事務規則
- 37 徳島県予算の編成及び執行に関する規則
- 38 徳島県公舎管理規則
- 39 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則
- 40 徳島県港湾施設管理条例施行規則
- 41 徳島県職員被服等貸与規則
- 42 徳島県物品購入審査委員会規則

- 43 徳島県補償審査委員会設置規則
- 44 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則
- 45 徳島県用度・給与集中管理特別会計規則
- 46 徳島県県有車両管理規則
- 47 海岸法施行細則
- 48 児童福祉法施行細則
- 49 徳島県庁舎等管理規則
- 50 宮川内ダム操作規則
- 51 都市計画法施行細則
- 52 建設業法施行細則
- 53 建築基準法施行細則
- 54 食品衛生法施行細則
- 55 正木ダム操作規則
- 56 農業協同組合法施行細則
- 57 毒物及び劇物取締法施行細則
- 58 土地改良法施行細則
- 59 徳島県土地改良財産規則
- 60 生活保護法施行細則
- 61 徳島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則
- 62 徳島県屋外広告物条例施行規則
- 63 福井ダム操作規則
- 64 徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則
- 65 徳島県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則
- 66 知事の職務を代理する上席の職員を定める規則
- 67 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則
- 68 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則
- 69 遊漁船業の適正化に関する法律施行細則
- 70 職員の給与に関する条例別表第五の備考第四項第二号の機関を定める規則
- 71 徳島県流域下水道事業財務規則
- 72 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則
- 73 個人情報保護の保護に関する法律施行細則
- 74 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則

二 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。